

## 郡山市上下水道局情報共有システムの利用に関する実施要領

令和6年8月30日制定

令和7年1月20日改正

〔上下水道局総務課〕

### (目的)

第1条 この要領は、郡山市上下水道局が発注する工事、修繕及び工事（修繕含む）に係る業務委託等（以下、「工事等」という。）における情報共有システム（国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（最新版）」のうち、LGWAN（総合行政ネットワーク）を介して提供されるシステムをいう。）の利用に当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 情報共有システムとは、ICT（情報通信技術）を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいい、ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式によるものとする。
- (2) 受注者とは、発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人のほか、監理技術者や主任技術者などの関係者のこととする。
- (3) 発注者とは、受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある上下水道局の監督員やその所属職員、発注者支援業務における現場技術員のこととする。
- (4) 工事帳票とは、土木工事共通仕様書、水道工事標準仕様書及び建築関係工事共通仕様書で定義する書面で、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事打合せ等の定型資料や、それらに添付して提出される資料のこととする。なお、システム上で行う工事帳票の承認や決裁等の事務処理は、書面への署名・押印と同等の行為として取扱うこととする。

### (対象工事)

第3条 郡山市上下水道局が発注する全ての工事等を対象とし、受注者が希望する場合に情報共有システムを利用できるものとする。

### (使用する情報共有システム)

第4条 使用する情報共有システムは、国土交通省が定める機能要件を満たすものとし、受発注者協議により決定する。情報共有システムの利用に当たっては、事前に上下水道局のLGWAN（総合行政ネットワーク）で正常に稼働することを確認した上で、利用を決定することとする。

なお、使用する情報共有システムの提供者との契約は、受注者が行うものとする。また、情報共有システムに関する問合せ先は、情報共有システム提供者とする。

### (特記仕様書への明示)

第5条 本要領を適用する工事等については、対象工事等である旨を特記仕様書に明示するものとする。

### (費用)

第6条 情報共有システムの費用については、以下のとおりとする。

- (1) 「土木工事標準積算基準」、「水道事業実務必携（水道施設整備費に係る歩掛表）」、「下水道用設計標準歩掛表」、「土地改良工事積算基準（土木工事）」及び「土地改良工事積算基準（施設機械）」を適用する工事（修繕含む）において、情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び使用料）が、技術管理費として共通仮設費率に含まれるため、別途費用は、計上しないものとする。

- (2) 「設計業務等標準積算基準」を適用する工事（修繕含む）に係る業務委託において、情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び使用料）が、測量業務は間接測量費、地質調査業務は業務管理費、及び土木工事に係る設計業務は間接原価費に含まれるため、別途費用は、計上しないものとする。
- (3) 「水道事業実務必携（設計業務委託標準歩掛）」、「下水道用設計標準歩掛表」及び「土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」を適用する工事（修繕含む）に係る業務委託において、情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び使用料）が、当初設計に含まれないため、利用した場合は、発注者が定める費用を「その他直接経費」に計上して契約変更を行うものとする。ただし、測量について単独で発注する場合は、「電子成果品作成費」に計上するものとする。
- (4) 「建築関係工事積算基準」を適用する工事（修繕含む）において、情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び使用料）が当初設計に含まれないため、利用した場合は、発注者が定める費用を「共通仮設費」に計上して契約変更を行うものとする。
- (5) 「建築関係業務委託料算定基準等」を適用する工事（修繕含む）に係る業務委託においては、情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び使用料）が当初設計に含まれないため、利用した場合は、発注者が定める費用を「特別経費」に計上して契約変更を行うものとする。

#### （工事帳票）

第7条 情報共有システムにより処理する工事帳票のうち、発注者の定める様式を出力できない場合は、福島県が定める様式によるものとする。

受注者は、添付して提出される資料を工事帳票ごとに電子媒体か紙媒体とするか選択することができるものとし、原本が紙媒体である資料を無理に電子化する必要はないものとする。

#### （検査）

第8条 この要領における検査については、次の各号のとおりとする。

##### （1）現場検査

従来どおりの方法での検査とする。

##### （2）書類検査

情報共有システムで処理をした工事帳票及びデジタルカメラで撮影した工事写真については、原則として電子検査（電子データを利用した検査をいう。）によるものとする。

##### （3）検査の準備

検査に用いるパソコン等の機器は、原則として受注者が準備し、あらかじめ検査に必要なデータを当該パソコンのハードディスクに保存するものとする。

#### （電子納品）

第9条 情報共有システムにより取り交わした工事帳票等の電子媒体については、工事完成時にCD、DVD等での納品とし、紙媒体での納品は原則行わないこととする。

#### （工事成績評定）

第10条 情報共有システムを利用した工事については、「郡山市工事成績評定要綱」に規定する工事成績評定の創意工夫の項目において加点することができるものとする。

#### （情報管理）

第11条 受発注者は、情報漏洩防止等の観点から、以下の項目の管理を徹底することとする。

##### （1）ID・パスワードの管理徹底

##### （2）ウィルス対策の徹底

##### （3）工事情報等機密情報の管理徹底

##### （4）工事関係データの管理徹底（定期的なバックアップなど）

##### （5）その他情報セキュリティに関する基準、法令等の順守

(責任の所在)

第12条 情報共有システムの利用による不具合等が生じた場合は、原則、受注者が責任を負うものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年9月2日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和7年1月20日から施行する。